

京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）に違反した者に対して、条例第39条第1項の規定に基づき以下のとおり命令しましたので、条例第39条第4項の規定に基づき公告します。

平成30年6月1日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者

京都市中京区御幸町通三条上る丸屋町326番地

ルイシャトレ三条御幸町605号

中島 恵子

2 屋外広告物の表示場所

京都市中京区河原町三条上る恵比須町440番地5

3 屋外広告物等の形態及び表示内容

形 態 建築物等定着型

表示内容 「意匠変更中」

4 違反の事実

屋外広告物規制区域内にある表示場所において、条例第9条第1項の規定による許可を受けずに屋外広告物及びその掲出物件を表示及び掲出していること。

5 命令の内容

平成30年6月28日までに、上記の場所において条例第9条第1項の規定に違反して表示している屋外広告物及びその掲出物件を除却すること。

6 命令した日時

平成30年5月28日

(都市計画局広告景観づくり推進室)